

## 質問と回答

No	資料名	質問箇所	質問	回答
1	管理運営業務仕様書	22P 19 その他	指定管理者は管理業務を実施するために必要な官公庁の免許、許可、認定を受けることとありますが、13図書館ネットワーク配送業務委託仕様書225Pによると民間事業者による信書の送達に関する法律の事業許可を有することと記載があります。指定管理者は業務開始までに上記事業許可を取得する必要がありますか。	図書館ネットワーク配送業務を直接指定管理者が実施する場合は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項第1号にかかる第29条の事業許可を有する必要があります。 図書館ネットワーク配送業務を再委託する場合は、受託業者が上記事業許可を有しておれば、指定管理者が事業許可を有する必要はありません。
2	参考資料 A 委託・使用料等実績一覧	委託実績一覧	図書館ネットワーク配送業務の契約期間、平成30年6月1日～令和2年3月31日の契約金額（消費税）を含めてご教示ください。	契約金額は63,275,040円です。 （うち消費税額及び地方消費税額 4,687,040円）
3	募集要項	10P (4) 書類提出部数	「書類の提出に当たっては、提出書類一式をフラットファイル等に綴り、個別書類にインデックス等で表示を行うこと。また、原本についてのみ、フラットファイル等の表紙・背表紙に団体名等を記入して提出すること。」とありますが、副本については、事業者が特定できないように団体名を記載せず、黒塗り等のマスキング処理を行う必要があるということでしょうか。	原本と副本を区別するため、原本についてのみ、フラットファイル等の表紙・背表紙に団体名等を記入することとしています。 副本について、事業者が特定できないように団体名を記載せず、黒塗り等のマスキング処理を行う必要はありません。